



令和8年9月号 No.571

のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。

また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。

○八戸市ホームページ

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

のうぎょうだより

検索



八戸市農業委員会 新体制始動

会長は籠田悦子氏、会長職務代理者に谷地秀典氏が決定

八戸市農業委員会は、7月15日に農業委員会総会を開催しました。

総会では、3年間の任期満了に伴う改選により、新たに農業委員に任命された計19名（新任3名、再任16名）の農業委員に佐々木郁夫副市長から辞令が交付され、「農地利用に関する公正な審査はもちろんのこと、長年にわたり培われた豊富な知識を生かされ、当市農業の振興と、更なる市勢の発展について、お力添えを賜りたい。」とお言葉をいただきました。

辞令交付後は、農業委員会会長及び会長職務代理者の選出が行われ、会長に籠田悦子氏、会長職務代理者に谷地秀典氏が就任されました。また、農業委員と連携し、担い手への農地利用の集積化や遊休農地の発生防止・解消を推進する役割を担う、農地利用最適化推進委員の選考が行われ、推薦・応募のあった23名の中から22名（新任3名、再任19名）の候補者が選考されました。

新体制となつて初の総会開催となつた8月10日、籠田会長は「お互いに協力し、情報を共有しながら農業委員会業務に取り組み努めていただくようお願いいたします。」と抱負を述べました。

八戸市農業委員会

農業委員 19名

農地利用最適化推進委員 22名

別紙をご覧ください

農業委員会運営協議会委員

（会長）

籠田 悦子

（会長職務代理者）

谷地 秀典

（農業委員）

加藤 浩幸

（農業委員）

森 光男

（農業委員）

馬場 豊

（農地利用最適化推進委員）

三浦 勝浩



会長職務代理者
谷地 秀典



会長
籠田 悦子

退任された委員の皆様

7月14日の任期満了をもって、農業委員3名、農地利用最適化推進委員2名が退任されました。長い間本市の農業振興にご尽力いただき、誠にありがとうございました。

■農業委員

○坂本 俊之 委員

（島守地区・在職一期）

○中村 正記 委員

（下長地区・在職四期）

○田名部 浩 委員

（下長地区・在職一期）

■農地利用最適化推進委員

○河原木 一実 推進委員

（下長地区・在職三期）

○在家 寛人 推進委員

（下長地区・在職一期）

※農業委員会に就任

退任された皆様の今後の
益々のご健康とご活躍を
お祈り申し上げます





青森県営農大学校

令和9年度入校生募集のお知らせ

◆学校の特徴

地域農業の中核的担い手となり得る農業経営者及び農業を支える多様な人財の養成を目的とした、県立の専修学校です。

自ら課題を決めて研究するプロジェクト学習や農場実習を中心とした実践教育のほか、大型特殊自動車やけん引免許(いずれも農耕車限定)、家畜人工授精師(畜産課程対象)、毒物劇物取扱者(一般)、食品衛生責任者(6次産業化コース対象)など多くの資格取得の機会を設けています。

学校生活では、男女ともに寮を完備しており、定員内であれば希望者は入寮できます。

◆修学年限

2か年

◆募集人員等

畑作園芸課程、果樹課程、畜産課程 計 50 名

◆経費

(1)授業料 年額 118,800 円

(2)寮 費 男子寮…年額 54,840 円
女子寮…年額 37,920 円

(3)諸経費 年額 320,000 円～780,000 円

(教材費、各種資格試験受験料、実習服費、自治会費、後援会費、同窓会費、食費、寮光熱水費等)

※改定があった場合は、改定後の金額及び徴収方法を適用します。



◆募集日程

(1)推薦選考

・願書受付

令和8年9月10日(木)～9月24日(木)

・選考日

令和8年10月9日(金)

(2)一般募集

・願書受付

令和8年11月11日(水)～11月25日(水)

・試験日

令和8年12月4日(金)

※定員に満たない場合、1月に二次募集試験を実施します。



◆オープンキャンパス

令和8年10月31日(土)、11月1日(日)の「営大祭」と併催予定ですので、興味のある方は是非お越しください。(申込不要)

問 青森県営農大学校 教務研修課
〒039-2598

上北郡七戸町字大沢 48-8

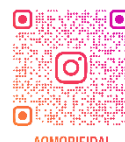
☎0176-62-3112

ホームページ

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/einodai/top_page.html

インスタグラム

<https://www.instagram.com/aomorieidai/>



AOMORIEIDAI

家族経営協定を 結んでみませんか？

日本の農業は、家族単位で農業を営む家族経営が大半を占めています。家族農業経営は、家族だからこその良い点がたくさんありますが、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件があいまいになりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれます。

そこで、農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参加できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるのが家族経営協定です。働き方改革の一環として普及が進められており、八戸市内では現在、計41組のご家族が家族経営協定を締結しています。

家族経営協定の締結をきっかけとして、目指すべき農業経営の姿や、家族みんなが意欲的に働くことができる環境整備について、家族間で十分に話し合うことがより良い農業経営につながります。また、家族経営協定を結ぶことで、各種制度資金を経営主以外の家族が自分名義で受けられる等のメリットもあります。興味をお持ちの方は農業委員会までご相談ください。

問 農業委員会

☎ 43・9164



～ 知って得する ～ 農業者年金

豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、**老後の生活費は自分で準備**する必要があります。農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金に加入**して安心して豊かな老後を迎えましょう。

問 農業委員会 ☎43-9164

国民年金の支給額は
一人、月々約 6 万 9 千円
(40 年加入の場合)

65 歳の日本人の平均余命は
男性 20 年 (85 歳)
女性 24 年 (89 歳)

※農業者年金受給者はさらに長生きされる
データがあります

ご存知ですか？

高齢農家世帯の家計費は
月額約 25 万円が必要です
(総務省家計調査などより)



ポイント

1

農業に従事している人は広く加入できます

年間 60 日以上農業に従事している、国民年金第 1 号被保険者(保険料納付免除者を除く。)である 60 歳未満の方又は 60 歳以上 65 歳未満の国民年金の任意加入者の方とはどなたでも加入できます。※農業者年金の加入には農地の権利名義は要りません。

配偶者や
後継者も
加入できる

ポイント

2

積立方式・確定拠出型で少子高齢時代でも安心です

農業者年金は、加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額(年金給付原資)により将来受け取る年金額が決まる確定拠出型の積立方式を採用しており、保険料を支払っている方の数や年金を受給している方の数が変化しても、その影響を受けない財政的に安定した制度です。

■保険料月額 2 万円で加入した場合の受給額の試算

加入 年齢	納付 期間	保険料 納付総額	年金額 (年額)		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
30 歳	30 年	720 万円	63 万円	56 万円	1,358 万円	1,511 万円
40 歳	20 年	480 万円	37 万円	33 万円	799 万円	889 万円
50 歳	10 年	240 万円	16 万円	15 万円	354 万円	394 万円

試算は基金
HPで



ポイント

3

積み立てる保険料は、社会保険料控除の対象となり、大きく税が軽減されます。

積み立てる保険料は、将来年金として受けられるというメリットだけでなく、支払った保険料(家族分を含む)の全額が社会保険料控除となります。

保険料は、月額 2 万円(35 歳未満で政策支援加入の対象とならない方は 1 万円)～6 万 7 千円の間(千円単位)で自由に決められるほか、年払いもできるため経営状況に応じていつでも見直せます。

■保険料控除分の税軽減額 (所得税・個人住民税) の目安

課税対象所得	保険料月額 2 万円 (年額 24 万円)の場合	保険料月額 6 万 7 千円 (年額 80 万 4 千円)の場合
195 万円以下	3 万 6 千円	12 万 1 千円
195 万円超 330 万円以下	4 万 8 千円	16 万 2 千円
330 万円超 695 万円以下	7 万 3 千円	24 万 4 千円

★翌年の確定申告で控除したい場合は、**11 月 13 日 (保険料前納申込期限) までに J A 窓口へ申込み**が必要です。

11 月初旬に
今年の売上を
チェックして
保険料見直しを!

農地情報

新規の農地情報をお知らせします。
新規以外の情報は折込チラシにございます。

問 農業委員会 ☎43-9448

■農地を売ります

	所在地			地目等	面積 (㎡)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	上野	上野平	21-1	畑	1,128	応相談
②	上野	高岩	2-1	畑	1,115	応相談
③	市川町	鍋沢尻	15-1	田 (農用地)	789	応相談
			15-2		1,025	
			15-3		1,032	
			15-4		1,021	
			15-5		142	
④	河原木	日渡	13-1	田 (農用地)	465	応相談
			44		793	
		高館根前	24-2		838	
			24-4		146	
			25-1		324	
			25-2		590	
			25-3		69	
			26-1		255	
			26-2		332	
⑤	市川町	下大谷地	52-4	田 (農用地)	276	無償
		堤下	82-1		2,343	
			82-2		770	
			82-3		251	
			82-4		79	
		船場川原	123-1		1,186	
		長七谷地	2-155	畑	952	
⑥	十日市	赤御堂	17	畑	2,259	無償
		下樋田	15	畑	1,736	
⑦	尻内町	新井田 新田	4-1	田 (農用地)	1,983	応相談

農地情報への掲載について

○農地情報掲載の提出書類一覧（全て1部）

■農地を売りたい・貸したい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②全部事項証明書（土地）	法務局（登記所）
③公図	法務局（登記所）
④住民票 ※申出者が市外居住者の場合	市区町村等

■農地を買いたい・借りたい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②住民票 ※申出者が市外居住者の場合	市区町村等
③農地台帳記載証明書 （耕作証明書） ※申出者が市外居住者の場合	居住地の農業委員会

農地法関係の申請受付日等について

農業委員会で設定している、農地法第3・4・5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。

申請内容や申請書類については、事前に農業委員会でご確認ください。

※今年度の年間予定については、農業委員会の窓口及び市ホームページへ掲載しています。

問 農業委員会 ☎43-9448

農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4・5条 (30a以下)	4・5条 (30a超)
9月	9/11-9/18	10/16	11/6
10月	10/13-10/20	11/17	12/1
11月	11/11-11/20	12/16	1/6

※他法令との調整等により、変更となる場合があります。
農地法届出

届出月	締切日	交付日	締切日	交付日
9月	9/7	9/15	9/24	9/30
10月	10/5	10/15	10/20	10/30
11月	11/5	11/13	11/20	11/30

◎3条申請…農地を農地として使うために売ったり、貸したりする場合

◎4・5条申請…農地に建物を建てたり、植林する等、農地以外として使う場合

※農地の売買、贈与、貸借、転用については、事前に農業委員会へご相談ください。

編集後記

前号は編集後記が掲載できなかったため、5月号ぶりの編集後記です。皆様お元気でしたでしょうか。

もうすぐお彼岸なので、そろそろ暑さも和らいでくる頃ですね。近づいてくる秋の気配には毎年なぜかぞわぞわしてしまいます。今年の秋も、皆様にとって実り多い季節でありますように。 のうぎょうだより担当 柴田